

船橋市黄色い杖支給に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の歩行が困難な高齢者に対し、黄色い杖を支給することにより、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「歩行が困難な高齢者」とは、65歳以上の者で歩行時、常に杖が無ければ不自由な状況のあるものをいう。

(支給資格)

第3条 黄色い杖の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する平衡機能障害又は下肢若しくは体幹機能障害の身体障害者手帳の交付を受けていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。
- (1) 既にこの要綱による黄色い杖の支給を受けているとき。
 - (2) この要綱による黄色い杖の使用では、歩行ができない又は著しく危険が伴う状態であるとき。

(申請および支給)

第4条 黄色い杖の支給を受けようとする者は、船橋市黄色い杖支給申請書（第1号様式）を市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査するとともに、第2条に定める「歩行が困難な高齢者」であることを確認したうえで、黄色い杖を支給し、支給をもって決定通知したものとする。

(黄色い杖の返還)

第5条 偽りその他不正の手段により黄色い杖の支給を受けた者がいるときは、市長は、既に支給した黄色い杖をその者から返還させるものとする。

(交換)

第6条 この要綱により支給された黄色い杖が破損又は磨耗し、その使用に支障のある場合は、その全部又は一部を交換するものとする。ただし、当該破損等が支給を受けた者の故意又は過失によるものと認めるときは、この限りでない。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の船橋市黄色い杖支給に関する要綱の規定により調製した用紙は、当分の間所用の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の船橋市黄色い杖支給に関する要綱の規定により調製した用紙は、当分の間所用の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の船橋市黄色い杖支給に関する要綱の規定により調製した用紙は、当分の間所用の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の船橋市黄色い杖支給に関する要綱の規定により調製した用紙は、当分の間所用の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の船橋市黄色い杖支給に関する要綱の規定により調製した用紙は、当分の間所用の調整をして使用することができる。

第1号様式

船橋市黄色い杖支給申請書

年 月 日

船橋市長 あて

黄色い杖の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	住所			生年月日
	ふりがな			年 月 日
	氏名			
	電話番号	()		
杖が必要な理由				
希望連絡先	1. 申請者	ふりがな		
	2. 提出者	氏名		
	3. その他	申請者との関係 電話番号 ()		

提出者	住所			
	氏名			
	電話番号		申請者との関係	